

## 東広島都市計画地区計画の決定(東広島市決定)

都市計画田口地区研究団地地区計画を次のように決定する。

名称	田口地区研究団地地区計画	
位置	東広島市西条町大字田口字一ツ橋の一部	
面積	約 24.1 ha	
地区計画の目標	高度技術に立脚した工業開発に関する計画(昭和59年3月24日承認)に基づいて、研究団地造成等によって道路、公園上下水道、雨水貯蔵施設等の都市基盤整備を行った当該地区について、建築物に関する制限を行い、緑化の推進、公害の未然防止を図り、当該地区及び周辺地域の環境の維持増進を図る。	
保全区域の整備・開発及び方針	土地利用の方針	当該地区は、周辺の環境を配慮した上で、高度技術工業集積の場にふさわしい土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	当該地区には研究団地造成事業により、道路、公園等が整備されているので、これらの施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	公害、災害等の未然防止と当該地区的緑化及び美化を図るため、敷地の利用、後退壁面線等の制限、意匠等の制限を行うとともに、かき又はさく等の構造の制限をし、生垣等の推進を図る。
地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	500m <sup>2</sup>
	建築物の用途の制限	別表に掲げる建築物は、建築してはならない。
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は3メートル以上とする。
	建築物等の意匠等の制限	建築物等は、美観を確保し周囲と調和するものとし主要構造部を不燃材料とする。
	かき又はさくの構造の制限	1 敷地の周囲に設置するかき又はさくの構造は生垣又はフェンスとする。 2 門の高さは、地盤面から2メートル以下とする。

別表

1. 次の各号に掲げる事業を営む工場
(1) 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
(2) 塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸塩類、黄焼、赤焼、硫化磷、金属カリウム、金属ナトリウム、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、酢酸エチル類、ニトロセルロース、ベンゾール、トルオール、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸塩類、テレピン油又は石油類の製造
(3) マッチの製造
(4) セルロイドの製造
(5) ニトロセルロース製品の製造
(6) ビスコース製品の製造
(7) 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（うるし又は水性塗料の製造を除く。）
(8) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
(9) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる綿草紙布又は防水紙布の製造
(10) 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
(11) 石炭ガス類又はコークスの製造
(12) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸亜鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シャン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグヤコールの製造
(13) たんぱく質の加水分解による製品の製造
(14) 油脂の採取、硬化又は加热加工（化粧品の製造を除く。）
(15) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造
(16) 肥料の製造
(17) 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
(18) 製草、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
(19) アスファルトの精製
(20) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造
(21) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
(22) 金属の溶融又は精錬（容量の合計が五十リットルをこえないるつぼ若しくはかまを使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）
2. 住宅
3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿（当該地区に立地する工場の従事者のための共同住宅及び寄宿舎を除く。）
4. 物品販売業を営む店舗又は飲食店
5. 図書館、博物館その他これらに類するもの
6. ボーリング場、スケート場又は水泳場
7. マージャン屋、ばらんこ屋、射的場その他これらに類するもの

「区域、区分は計画図の表示のとおり」

理由 都市計画法及び建築基準法の改正に伴い、建築物の用途の制限の表示を整理する。

田口地区研究団地地区計画 計画図

